

黒染め指導 違法性なし

大阪地裁判決 府立高元生徒の髪巡り

大阪府羽曳野市にある府立懐風館高の元女子生徒(二)が、生まれつき茶色の髪を黒く染めるよう教諭に強要され不登校になつたとして、府に慰謝料など約一百二十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁(横田典子裁判長)は十六日、「教員らの頭髪指導は違法ではなく、黒染めを強要したとは評価できない」と判断した。

一方、元生徒が進級したを命じた。

年に席を教室に置かなかつた。判決理由で横田裁判長は、教員らは検査で元生徒しなかつたりしたことを違法とし、三十三万円の賠償と確認した他、元生徒の中

「席置かず」などは賠償命令

裁判の範囲を逸脱した違法性はなかつたとした。元生徒の地毛が茶色かどうかの判断は示さなかつた。

頭髪を規制する同校の校則についても、華美な頭髪や服装の制限で非行行動を防止するためで「正当な教

年春に入学した元生徒は、教員らに髪を黒く染めるよう複数回指導され黒色に染め直して登校。しかし「不十分」だとして繰り返し指導を受け、一六年九月から不登校になつた。学習課題を履修するなどし一八

名古屋市南区のパート武居希公代さん(四七)は「制服は成長によつて再購入しなければならない人もいる。綿パンやジーパンをOKに

大阪のこの訴訟は、理不尽な「ブラック校則」が社会問題化するきっかけとなつた。ユースク取材班は八日付朝刊で「ブラック校則を取り上げ、読者からさまざま

学時代の指導経過などから、「生来の髪色が黒色だと合理的な根拠に基づいて認識し頭髪指導をした」と指摘。元生徒も従う姿勢を示しており、教育的指導の

年春に入学した元生徒は、教員らに髪を黒く染めるよう複数回指導され黒色に染め直して登校。しかし「不十分」だとして繰り返し指導を受け、一六年九月から不登校になつた。学習課題を履修するなどし一八年三月、卒業認定された。

名古屋市南区のパート武居希公代さん(四七)は「制服は成長によつて再購入しなければならない人もいる。綿パンやジーパンをOKに

大阪のこの訴訟は、理不尽な「ブラック校則」が社会問題化するきっかけとなつた。ユースク取材班は八日付朝刊で「ブラック校則を取り上げ、読者からさまざま

「制服があるのはいいがシャーリーや私服を選ぶ自由がないのはおかしい。コロナ禍でジャージを許可するところも出ているよう

緩やかに見守る姿勢が必要。校則を取り外して豊かな教育を実践している学校を取り上げ、具体的な目標として教員に認知させることも不可欠だ」と指摘した。

三重県の高校三年の男子生徒は「制服があるのはいいがシャーリーや私服を選ぶ自由がないのはおかしい。コロナ禍でジャージを許可するところも出ているよう

緩やかに見守る姿勢が必要。校則を取り外して豊かな教育を実践している学校を取り上げ、具体的な目標として教員に認知させることも不可欠だ」と指摘した。

「ブラック校則」さまざま反響

大阪のこの訴訟は、理不尽な「ブラック校則」が社会問題化するきっかけとなつた。ユースク取材班は八日付朝刊で「ブラック校則を取り上げ、読者からさまざま反響が寄せられた。

名古屋市南区のパート武居希公代さん(四七)は「制服は成長によつて再購入しなければならない人もいる。綿パンやジーパンをOKにした方がまだ負担は少ない。昭和的な考えは払拭した方が反抗も少なくなるのでは」と提案する。愛知教育大の清水克博特別教授(六四)は「学校は生徒像のステレオタイプを求められ、校則で縛る指導を改善できないのではないか」と分析。「すべての責任を学校に負わせず、地域、家庭の責任と捉えて

制服、髪形…豊かな教育とは

緩やかに見守る姿勢が必要。校則を取り外して豊かな教育を実践している学校を取り上げ、具体的な目標として教員に認知させることも不可欠だ」と指摘した。